

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第228号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成18年9月24日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された不服申立てについて、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなかった開示決定等の全ての事案に関する経緯等が記録されている決裁文書など（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、平成18年10月11日付けで決定期間の延長を行い、その後、本件請求の対象となる異議申立てを次のとおり特定した上で、本件請求に対しては、対象となる行政文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年10月31日付けで異議申立人に通知した。

- (1) 平成17年8月19日付け東広建竹第158号（以下「別件処分1」という。）に対する平成17年8月21日付け異議申立て（以下「別件異議申立て1」という。）
- (2) 平成17年8月12日付け東広建竹第136号ほか19件（以下「別件処分2」という。）に対する平成17年8月21日付け異議申立て（以下「別件異議申立て2」という。）

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成18年11月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関に対して提起した異議申立書について、処分庁である実施機関は、条例の規定に従わず、審査会に対して諮問すらしていないものがある。

審査会に諮問しなかった開示決定等についての全ての不服申立て事案について、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などの開示請求をしたが、作成又は取得していないという不当な理由をもって法に基づく異議申立書を審査会へ諮問しなかった経緯を明らかにせず、条例の趣旨を踏みにじったものである。

不服申立ての事実を審査会へ諮問しないことを担当部署の職員が一存で決定できるとは考えられないことから、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料される。

開示請求の対象とした全ての不服申立てに係る開示すべき文書を条例などの規定に従って特定し、速やかに開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

別件処分1は行政文書部分開示決定を、別件処分2は行政文書開示請求に対する却下決定を行ったものであり、別件処分1に対して提起された別件異議申立て1については、平成19年2月14日付けで却下決定を行い、別件処分2に対して提起された別件異議申立て2については、平成19年5月29日付けで棄却決定を行っている。

本件請求時点では、別件異議申立て1及び別件異議申立て2に対する対応方針を検討していた段階であった。

本件請求時点における条例第18条では、「開示決定等」に係る不服申立てについて、同条第1項各号に該当しない場合は、審査会へ諮問することとされている。

別件異議申立て1については、本件請求時点における条例第18条第1項各号に該当するかどうかは、本件請求時点においては確定しておらず、また、審査会へ諮問するかどうかは、当該規定に該当するかどうかによって当然に決定されるものであって、あえて審査会へ諮問しないことを決定する決裁文書は存在しない。

また、条例第18条にいう「開示決定等」とは、条例第7条第1項の規定に基づく開示決定及び同条第2項の規定に基づく開示しない旨の決定をいい、行政文書開示請求を却下した決定は、審査会の諮問の対象とならない。

よって、別件処分2に対する別件異議申立て2は、そもそも諮問の対象とならないため、審査会に諮問しないことを決定するような決裁文書は存在しない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分は妥当である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された不服申立てについて、審査会に諮問しなかった開示決定等の全ての事案に関する経緯等

が記録されている決裁文書などの開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、上記第2の2（1）及び（2）の異議申立てを本件請求の対象として特定した上で、いずれの異議申立ても、審査会への諮問の対象外であると認識していたため、審査会へ諮問しないことを決定するような決裁文書等は存在せず、本件請求文書は存在しないとして、本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、提起された不服申立て事案を審査会へ諮問しないことを担当部署の職員が一存で決定できるとは考えられないとして、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料されるとして、開示の対象とした行政文書を特定し、速やかに開示するよう要求しており、また、本件請求の趣旨から、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の開示を求めているものと解し、以下その存否について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### （1）別件処分時点の条例第18条第1項について

別件処分時点である、平成22年広島県条例第38号による改正前の条例第18条第1項（以下単に「改正前の条例第18条第1項」という。）では、開示決定等について法の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決すべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、審査会に諮問するものとする旨規定し、（1）不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき、（2）不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号（略）において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき（以下略）を審査会に諮問することから除外している。

また、実施機関は、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」とは、条例第7条第1項の開示決定及び同条第2項の開示しない旨の決定であって、形式上の不備に係る却下決定などは「開示決定等」に含まれないと解釈運用していた。

### （2）別件異議申立て1について

別件異議申立て1は、別件処分1の通知文である平成17年8月19日付け行政文書部分開示決定通知書（以下「8月19日付け通知書」という。）を送付後、同月21日付けで提起され、実施機関による調査後、8月19日付け通知書の記載内容（開示請求の対象期間）に不備があることが判明したため、別件処分1から11日後の同月30日付けで訂正決定を行い、同日付けで請求人宛て通知している。

その後、別件異議申立て1について、審査会への諮問に関する規定である改正前の条例第18条第1項の該当性を検討していたところ、平成18年9月24日付けで本件請求がなされたものであるが、別件処分1によって部分開示した行政文書の対象期間は異議申立人の要求どおりであったため、8月19日付け通知書における対象期間の記載は、単なる誤記に過ぎず、別件異議申立て1は不適法といわざるを得ないとして、平成19年2月14日付けで却下決定を行っている。

こうした経緯から、本件請求時点においては、別件異議申立て1について審査会へ諮問を要する案件かどうか確定しておらず、また、諮問が必要かどうかは、改正前の条例18条第1項に該当するか否かによって当然に決まるものであるから、あえて審査会に諮問しないことを決定する決裁文書等は存在しないという実施機関の主張は不自然、不合理とはいえず、また、条例に違反した事実を隠匿するような違法な実態もなかった。

(3) 別件異議申立て2について

別件異議申立て2の対象である別件処分2では、開示請求に対し却下決定を行っており、これは、却下決定時点である、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」には該当しないため、当該異議申立ては、審査会への諮問の対象外である。

このことから、別件異議申立て2について審査会に諮問しないことを決定する決裁文書等は存在しないという実施機関の主張は不自然、不合理とはいえず、また、条例に違反した事実を隠匿するような違法な実態もなかった。

(4) その他の請求対象文書について

実施機関は、審査会に諮問しないことを決定するような文書は存在せず、請求の対象となる行政文書は存在しないと説明するが、念のため、当審査会において、別件異議申立て1に対する却下決定及び別件異議申立て2に対する棄却決定についての決裁文書を取り寄せて確認したところ、別件異議申立て1については、本件請求時には、この却下決定に関する決裁文書は存在しなかったほか、その後作成された決裁文書の伺い文中に「審査会へ諮問をしないこと」に関する記述はなかった。

また、別件異議申立て2については、本件請求時には、この棄却決定に関する決裁文書は存在しなかった。

したがって、実施機関が、本件請求文書が存在しないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた。</li> </ul>
30. 4. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。</li> </ul>
30. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から理由説明書を収受した。</li> </ul>
31. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。</li> <li>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。</li> </ul>
元. 8. 27 (令和元年度第5回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>
元. 9. 26 (令和元年度第6回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>
元. 10. 24 (令和元年度第7回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授